

福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託 仕様書

1 業務名

福山ブランド認定品・登録活動発信業務

2 業務の目的

福山市では、魅力あふれる都市のイメージの確立を目的に、2014年（平成26年）3月に「福山市都市ブランド戦略」を策定し、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「認定」「発信」の5つの柱に基づき事業を進めている。

戦略においては、福山ブランド認定品・登録活動を効果的に市内外に発信し、「福山ブランド」の認知度を向上させるとともに、認定品の販路拡大及び登録活動の広がりを生み、本市の都市イメージの向上に繋げることを目的としている。

本業務におけるターゲットは、福山市内のF1層（20歳～34歳 女性）の中でも活動がアクティブな人と、M2・F2層（35歳～49歳 男女）における子育てや仕事に邁進する人をターゲットとする。「福山ブランド」の認定品・登録活動の性質を鑑みて、これらのターゲットに対しての適切な媒体を活用した情報発信を行うと同時に、SNS等による全国への情報拡散がされる手法を用いること。これらによって、「福山ブランド」の市内認知度の向上とシビックプライドが醸成されることを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結の日から2021年（令和3年）3月15日（月）まで（成果物の納期は別途定める。）

4 業務内容

プロモーション企画及びその実施

ア 「福山ブランド」を紹介するコンテンツの制作

イ メディアを活用した「福山ブランド」のプロモーション

ウ 認定・登録団体との連絡調整

エ リーフレットの制作

- ・ ターゲットは、福山ブランドを知らない・福山ブランドに関心がない福山市内のアクティブなF1層、及び子育てや仕事に邁進するM2・F2層とする。
- ・ F1層は認知度をアップすることに重点をおく。
- ・ F2・M2層は福山ブランドのストーリーやクリエイティブ力が伝わることに重点をおく。
- ・ プロモーションによる目標値を設定すること。

※ ショップカードや冊子などの紙媒体を用いたプロモーションの実施をする場合には、それぞれのコアターゲットに適切なものを制作すること。なお、ポスターについては既に制作予定のためポスター以外の提案・制作を行うこと。

※ 「ポスト・コロナ」「ウィズ・コロナ」に伴う、社会変革に対し、コアターゲットとなる人々にはどのような意識の変化や関心が生じているか根拠と併せて記すこと。ま

た、コアターゲットに生じた、意識の変化や関心について、プロモーション上でキーワードとなる言葉を記し、そのキーワードに配慮した内容であること。

- ※ 福山ブランド認定品・登録活動を市内向け観光資源などの他の素材やキーワードなどを絡めながら紹介することで、単に商品の PR となるのではなく、市内 F 1 層のシビックプライドの向上に寄与するとともに、福山市の魅力として認知され、福山市の都市ブランドの向上に資すること。また、市内 M 2・F 2 層には福山ブランドの認定・登録のストーリーやクリエイティブさが伝わることでシビックプライドの醸成に寄与するものであること。
- ※ コアターゲットに対し、どういった行動喚起が期待されるかを併せて記すこと。
- ※ コンテンツのプロモーション方法について記すこと。ただし、福山市民が累計で約 310,000 回、福山ブランドに触れる機会が見込まれるものであること。これは、制作したコンテンツが福山市内の F 1 層 16,000 人以上に、M 2・F 2 層については合計 36,000 人以上に認知されるといった効果が期待される伝達方法であることを内包する。
- ※ コンテンツ、伝達方法については、インスタグラムなどの SNS 上に「#福山ブランド」が付く投稿が新規にアップされるなど、ウェブ上に情報資産として残る方法であり、作成したコンテンツは発注者による二次利用が可能であること。
- ※ 第 3 回から第 5 回福山ブランド認定品・登録活動については、福山ブランドサイトを参照のこと。PR は全ての認定品・登録活動についてではなく、媒体及びターゲットに適したものを選択してよいこととする。

5 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町 3 番 5 号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

6 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 4 に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

7 納入物件と納期

- (1) 実施体制図・委託業務実施計画書
- (2) 納期：納期は、提案のあった制作物ごとに別途協議により決定する。
- (3) 業務完了報告書
 - ※受注者との協議等に基づき詳細を決定する。
 - ※納品物件は紙媒体及びデータで提出すること。

8 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、

著作人格権を行使しないものとする。

9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。